

自動車運転による悪質・重大過失 致死傷事犯事例集等

自動車運転による悪質・重大過失致死傷事犯事例集(業過のみ)

	罪名	判決	死傷者		事故態様
			死者	負傷者	
1	業務上過失致死	懲役5年	4名	—	普通乗用自動車を運転して左方にカーブした道路を時速130キロで進行し、自車を対向車線上に進出させ、対向直進してきた被害車両との衝突の危険を感じて左に急ハンドルを切ったものの、被害車両に衝突・大破させた。
2	業務上過失致死傷	禁錮5年	3名	5名	大型貨物自動車を運転し、高速道路を時速80キロで進行中、眠気を催し、前方注視が困難な状態になったのに、先を急ぐあまり運転を継続して、仮睡状態となり、自車を工事による片側交互通行規制のため停車していた被害車両に激突させ、同車を前方に押し出し、前方で停止中の車両6台に順次玉突き衝突させた。
3	業務上過失致死傷	懲役4年6月	4名	3名	普通乗用自動車を運転して工事中で凹凸のある道路を時速約100キロで走行し、ハンドルを取られ路外に逸走する危険を感じて急転把等し、自車を対向車線上に進出させて、対向進行してきた被害車両に自車を衝突させた。
4	業務上過失致死傷	禁錮4年6月	4名	11名	大型貨物自動車を運転し、高速道路を時速90キロで進行中、眠気を催し、前方注視が困難な状態になったのに運転を継続して、仮睡状態となり、渋滞により進路前方で停止等していた被害車両に自車を衝突させるなどした。
5	業務上過失致死傷	禁錮4年6月	3名	4名	大型貨物自動車を運転し、対向車両に脇見をしたまま時速60キロで進行し、自車を前方で赤信号に従って停止中の被害車両に、急ブレーキをかける間もなく、衝突させ、同車を前方に押し出して、前方で停止中の大型貨物自動車に衝突させ、被害車両を押しつぶして炎上させるなどした。
6	業務上過失致死	懲役4年4月	2名	—	普通貨物自動車を運転して交差点を直進するにあたり、黄信号を看過して時速90キロで進行し、同交差点の手前で赤信号を認めたが、停止線の手前で停止できないと判断してそのまま進行し、対向右折進行してきた被害者運転の原動機付自転車に自車を衝突させた。
7	業務上過失致死傷	禁錮4年4月	3名	20名	高速バスを運転し、高速道路を時速95キロで進行中、運転席左方の小物入れの扉を閉めるため、座席ベルトを外して、右手でハンドルを握り、運転席上の身体を左方にずらしながら左手を伸ばし、更に上体を左方に傾けたところ、上体が運転席左端からずり落ち、右手で握っていたハンドルが約90度右に切れたことにより、同バスを右斜め前方に暴走させて中央分離帯のガードレールに激突させ、右回転の状態でも横転・暴走させた。

	罪名	判決	死傷者		事故態様
			死者	負傷者	
8	業務上過失致死傷	懲役4年	1名	6名	かねてからてんかんの持病があり、しばしば意識を喪失する発作を起こしていた者が、普通貨物自動車を運転して時速50キロで進行中、てんかん発作の前兆現象を感じたのに、そのうち治まって発作は起こらないものと軽信し、直ちに自車を停車させて運転を中止せずに運転を継続し、てんかん発作のため意識を喪失して自車を高速度で暴走させ、自車を信号待ちのため停止していた被害車両に衝突させ、同車を前方に押し出して、前方に停止中の車両に衝突させるなどし、合計5台の自動車を巻き込む玉突き事故を起こした。
9	業務上過失致死	禁錮4年	4名	—	大型貨物自動車を運転し、前方不注視のまま、時速50から60キロで進行したことにより、信号待ちのため進路前方に停止していた被害車両に自車を衝突させ、同車を前方に押し出し停止中の大型貨物自動車に追突させて被害車両を押しつぶした。
10	業務上過失致死傷	禁錮4年	2名	6名	大型貨物自動車を運転し、高速道路を時速86キロで進行中、コンソールボックス上にあったタバコを取ろうとし脇見運転したことにより、自車を渋滞のため進路前方に停止していた被害車両に衝突させ、同車を前方に押し出して、前方で低速走行中の車両に衝突させるなどした。
11	業務上過失致死傷	禁錮4年	2名	2名	特定大型貨物自動車を運転し、高速道路を時速60キロで進行中、眠気を催し、前方注視が困難な状態になったのに運転を継続して、仮睡状態となり、故障のため進路前方左側端に停止していた普通乗用自動車に衝突させ、同車を押し出して前方に佇立していた被害者らに衝突させた。

(注1) 本資料は、法務省刑事局調査による。

(注2) 事例はいずれも危険運転致死傷罪の施行日(平成13年12月25日)以降に生じた事案である。

自動車運転による悪質・重大過失致死傷事犯事例集(業過及び道交法違反等)

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事故態様	併合されている 道交法違反等	
			死者	負傷者			
1	業務上過失致死 道路交通法違反	懲役7年 (懲役7年6月)	2名	—	普通乗用自動車を運転中、運転開始前に飲んだ酒の影響で眠気を催したが、目的地が近いことに気を許し、運転を継続して、仮睡状態となり、時速90キロで自車を道路左側路肩部分に進出させ、同所を歩行中の被害者2名に自車を衝突させた。	酒気 帯び	不救護 不申告
2	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役6年 (懲役7年6月)	1名	1名	普通乗用自動車を運転中、一時停止の道路標識が設置され、左折方向以外進行禁止の交差点であったのに、一時停止せず安全確認不十分のまま、時速50キロで同交差点を直進したため、左方道路から進行してきた被害者A及びB運転の各原動機付自転車に自車を衝突させた。	酒気 帯び	不救護 不申告
3	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役6年 (懲役7年6月)	2名	2名	普通乗用自動車を運転中、運転開始前に飲んだ酒の影響と睡眠不足のため眠気を催し、前方注視が困難な状態になったのに運転を継続して、仮睡状態となり、車道左側端で除草作業をしていた被害者らに自車を衝突させるなどした。	酒気 帯び	不救護 不申告
4	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役5年6月 (懲役6年)	2名	1名	普通乗用自動車を運転して前方を注視することなく時速約140キロで対向車線を逆走し、対向進行してきた被害車両に自車を衝突させた。	酒気 帯び	—
5	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役5年 (懲役6年)	5名	6名	大型貨物自動車を運転し、高速道路を時速100から110キロで進行中、眠気を催し、前方注視が困難な状態になったのに、運転を継続して、仮睡状態となり、自車を前方を渋滞により減速走行していた被害車両に衝突させ、同車を前方に押し出し、前方で停止中の車両等に玉突き衝突させるなどして、炎上させた。	過労運 転の禁 止	—
6	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役5年 (懲役6年)	1名	1名	普通乗用自動車を運転して制限速度30キロの道路を時速90から100キロで進行中、不安定な姿勢でハンドル操作を行ったため、道路右側部分に自車を進出させ、自車を対向してきた被害車両に衝突させた。	酒気 帯び	—
7	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役5年 (懲役5年3月)	2名	1名	普通乗用自動車を運転して時速180キロで進行中、床に落とした携帯電話を拾うため下方を脇見したことから、前方を同方向に進行する被害車両に自車を衝突させた。	酒気 帯び	—

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事故態様	併合されている 道交法違反等	
			死者	負傷者			
8	業務上過失致死傷 道路交通法違反 道路運送車両法違反 自動車損害賠償 保障法違反	懲役4年6月 (懲役6年)	1名	1名	普通貨物自動車を運転し、助手席のごみ袋に 気を取られ、交差点の対面信号機が赤色表示 であることを看過して交差点に進出し、自車を 青色信号に従って横断歩道を横断中の被害 者1名に衝突させ、さらに、自車を対向車線に 進出させて信号に従って停止していた被害車 両に衝突させ、同車を後方に押し出し、後方で 停止中の車両に玉突き衝突させた。	酒気 帯び	無車検 無保険
9	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役4年6月 (懲役6年)	3名	6名	タンクセミトレーラーを牽引する大型貨物自動 車を運転し、自動車専用道路を時速96キロで 進行中、眠気を催し、前方注視が困難な状態 になったのに、運転を継続して、仮眠状態とな り、自車を前方で渋滞により停止していた被害 車両に衝突させ、同車を前方に押し出し、前方 で停止中の車両に順次玉突き衝突させた。	過労運 転の禁 止	—
10	業務上過失致死 道路交通法違反	懲役4年6月 (懲役5年3月)	2名	—	普通乗用自動車を運転中、同乗者の方を脇見 するなどして対面信号機が赤色表示であるこ とに停止線通過直後まで気付かず、時速60 キロのまま交差点に進出し、横断歩道を歩行 中の被害者2名に自車を衝突させた。	酒気 帯び	—
11	業務上過失致死傷 道路交通法違反	懲役4年 (懲役5年3月)	1名	2名	普通乗用自動車を運転中、左方に湾曲する道 路を前方を注視せずに時速80から86キロで 進行し、自車を対向車線に進出させて対抗進 行してきた被害車両に衝突させた。	酒気 帯び	—

(注1) 本資料は、法務省刑事局調査による。

(注2) 事例はいずれも危険運転致死傷罪の施行日(平成13年12月25日)以降に生じた事案である。

二輪車の危険・悪質な運転による死傷事犯について

危険運転致死傷罪の施行日（平成13年12月25日）以降の二輪車（原動機付自転車を含む。）の運転による死傷事犯のうち、業務上過失致死傷罪で公判請求され、かつ、裁判所が判決で以下の認定をしたものの事件数は次のとおりである。

1 飲酒運転中の死亡・重傷事故について

- (1) 酒酔い運転の罪（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転したもの）が認定された事件のうち

被害者が死亡したもの 2件（うち原付1件）

被害者が加療期間約1か月以上の傷害を負ったもの 5件（うち原付4件）

【事故態様例】

原動機付自転車を運転中、運転開始前に飲んだアルコールの影響により漫然と進路遠方を望見し、前方左右を注視せず、時速40キロで進行し、進路前方道路右側を対向して歩行していた被害者Aに気付かず、自車を衝突させ、さらに、被害者Aの後方を対向歩行していた被害者Bに衝突させ、被害者Aを死亡させ、被害者Bに加療約2週間の傷害を負わせた。

- (2) 酒気帯び運転の罪が認定され、かつ、前方注視や運転操作にアルコールの影響があったことが認定された事件のうち

被害者が死亡したもの 1件

被害者が加療期間約6か月以上の傷害を負ったもの 1件

【事故態様例】

普通自動二輪車を運転し、時速50ないし60キロで進行するに当たり、アルコールの影響により注意力散漫になった上、脇見をし、片手ハンドルで走行したことから、自車を道路左側で清掃中であつた被害者に衝突させ、被害者を死亡させた。

2 赤信号無視の死亡・重傷事故について

赤信号を無視したことが認定された事件のうち

被害者が死亡したもの 2件

被害者が加療期間約1か月以上の傷害を負ったもの24件（うち原付12件）

【事故態様例】

普通自動二輪車を運転し、交差点を直進するに当たり、赤信号を認めたのに、深夜のため交通閑散であったことから、交差道路から同交差点に進入する車両はないものと轻信し、停止位置で停止せず、時速25キロで交差点に進入し、信号に従い右方から直進してきた被害者A運転の普通乗用自動車に衝突させ、更に自車左側を併走していた被害者B運転の原動機付自転車に衝突させるなどし、被害者Bを死亡させ、被害者Aら4名に加療約3か月間等の傷害を負わせた。

3 高速度走行中の死亡・重傷事故について

制限速度の2倍以上の高速度で走行したことが認定された事件のうち

被害者が死亡したもの 12件（うち原付2件）

被害者が加療期間約1か月以上の傷害を負ったもの 4件

【事故態様例】

普通自動二輪車を運転中、夜間で街灯等もなかったため、進路前方の安全確認が困難な状態であったのに、自車の前照灯を下向きに点灯したまま、制限速度30キロの道路を、時速90キロで進行したため、前方の被害者運転の自転車を発見したが避讓の措置をとることができず、自車を衝突させ、被害者を死亡させた。

（注）本資料は、法務省刑事局調査による。